

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

L-12 静脈麻酔(内視鏡検査時)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

成人における次の診療行為に対する L001 吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静及び L007 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）の算定は、原則として認められない。

- (1) 上部消化管内視鏡検査
- (2) 下部消化管内視鏡検査

○ 取扱いの根拠

静脈麻酔とは、静脈注射用麻酔剤（全身麻酔剤のイソゾール、ラボナール、プロポフォール、ケタミン、麻酔用神経遮断剤のドロペリドール）を用いた全身麻酔であり、意識消失を目的とするものである。成人における内視鏡検査時に苦痛・不安軽減目的に通常用いられる薬剤は、抗不安薬であり静脈注射用麻酔剤ではないことから静脈麻酔の算定は適応外となる。また、成人における本検査時に静脈注射用麻酔剤による全身麻酔を行うことは、一般的にその必要性は低いと考える。

以上のことから、成人における上部消化管内視鏡検査、下部消化管内視鏡検査に対する L001 吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静及び L007 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）の算定は、原則として認められないと判断した。